

始良市中学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の
在り方等に関する方針

始良市教育委員会

令和7年3月

目 次

1 基本的な考え方	1
2 段階的地域移行について	2
3 多様な活動機会の確保に向けて	4
(1) 指導者の確保策	
(2) コーディネーターの配置	
(3) 運営主体の確保策	
(4) 活動場所の確保策	
4 地域クラブ等での指導を希望する教員の対応について	7
(1) 兼職(兼業)の許可を受ける場合	
(2) 兼職(兼業)の許可を受けない場合	
5 保護者の理解(負担)について	8
(1) 受益者負担	
(2) 経済的に困窮する家庭への支援について	
6 危機管理について	9
(1) 保険の在り方	
(2) 危機管理(事故対応を含む)体制の整備	
(3) 指導者に関するトラブル対応	
(4) 部員間のトラブル対応	
7 本方針の周知等について	9

参考資料1 始良市中学校部活動の加入状況	10
参考資料2 市内スポーツ団体活動場所・運動施設	11
参考資料3 始良市中学校部活動地域移行検討委員	15

始良市中学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針

1 基本的な考え方

- 学校部活動は、スポーツや文化芸術等に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、部活動の指導者（顧問、部活動指導員及び外部指導者等をいう。以下同じ。）の指導の下、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら行われ、本市では7割程度の生徒が部活動に所属しており、生徒の健全育成やスポーツ及び文化芸術等の振興を大きく支えている。
- 体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子の観察を通じた生徒の状況理解が可能になる等、その教育的意義は大きい。
- しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決できない課題が増えている。本市では生徒が増加している地域がある一方、とりわけ、少子化が進展する地域では、部員数が不足し大会に出場できない等、従前と同様の運営体制では維持が難しくなっているところもあり、存続の危機にある部活動もでてきている。
また、本市の部活動全体の約20%が外部指導者であることや、専門的な技能を指導できる指導者が不在の部活動もあるなど、教員だけで部活動を維持することが困難な状況もある。
- 部活動においては、本市の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフ・豊かな心や創造性の涵養を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするために、各自のニーズに応じた運動・スポーツや文化芸術等の活動を行うことができるようにする。部活動の在り方に関し、本市^{*1}の置かれている地域的状况や各学校の実情に応じて、既存の団体（地域クラブ、スポーツ少年団等）や施設の活用、指導者確保などの体制が整った部活動から段階的に地域移行・地域連携を進めていく。
- その推進にあたっては、すべての部活動が一律に地域移行を目指すのではなく、学校、地域の実情に合わせ、生徒が自分の目的に合ったスポーツや文化芸術等の活動を選択できるよう可能な範囲で地域移行や連携を図ることを目指す。

***1 本市の置かれている地域的状况**

- ・入部する生徒は減少傾向 ・地域の指導者の数が十分ではない
- ・部活動の入部率は、男子は全国平均並み、女子は7ポイントほど低い状態である。
- ・地域クラブへの参加率が増加しつつある（男子 24.6%、女子 11.4%）※令和5年度体力運動能力調査

2 段階的地域移行について

【段階的地域移行の考え方】

生徒が多様なスポーツ・文化芸術活動に主体的・自主的に参加できる機会の確保を第一に考え、早急な地域移行を行うのではなく、生徒や保護者等の理解のもと、指導者の確保によって、部活動の地域連携を行ったり、外部組織等による指導体制が整った活動については地域移行したりするなど、柔軟な対応を検討していく。

当面は、中学校部活動を継続する中で、部活動指導員の活用等により土日・平日に関わらず、指導日数を減らすことにより教職員の負担軽減の検討を行う。

地域連携や地域クラブ活動への移行については、土日・平日に関わらず国・県の支援制度や先行自治体等の状況について適宜情報収集を行い、問題点・課題点等を調査研究し、たうえで慎重に検討を進める。

また、段階的地域移行を進める中でも、^{*2}環境整備の進捗状況等を勘案し、適宜、必要な見直しを行う。

*2 主な環境整備の要素の段階

指導日…ア.休日のみ イ.平日のみ ウ.常時

指導者…ア.外部指導者 イ.部活動指導員 ウ.地域の指導者

活動場所…ア.学校施設 イ.公共施設 ウ.民間施設

【段階的な移行のイメージ】

〈①土日の教職員の指導日数の軽減〉

- 部活動の顧問は教職員のまま継続するが、外部指導者などの中から部活動指導員を確保し、教職員の土日の部活動指導日数の軽減策を検討する。

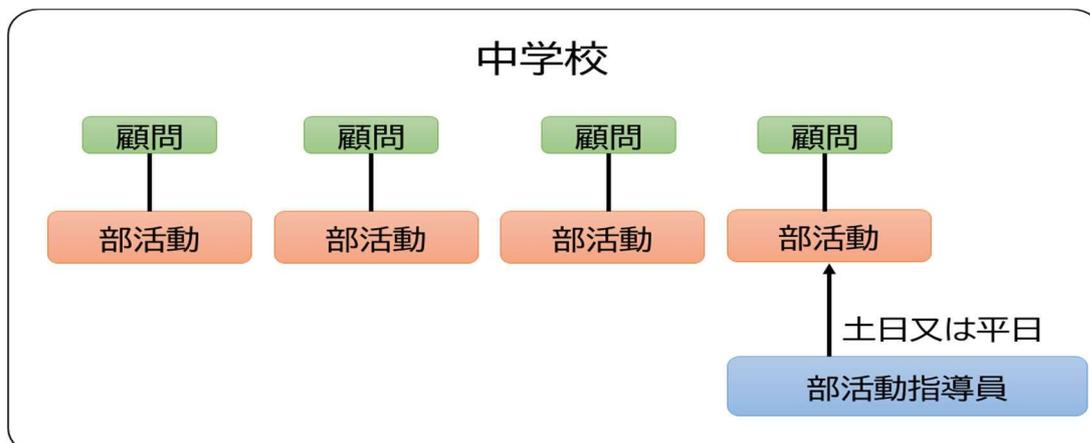
【市の対策】 令和5年度まで 部活動指導員1人
令和6年度 部活動指導員4人
令和7年度 部活動指導員6人程度

〈②平日の教職員の指導日数の軽減〉

- 土日の部活動の指導日数の軽減を図りながら、可能なものについては部活動指導員の活用により平日の指導日数の軽減策を検討する。

【市の対策】 ・人材バンクの活用、部活動指導員の増員等

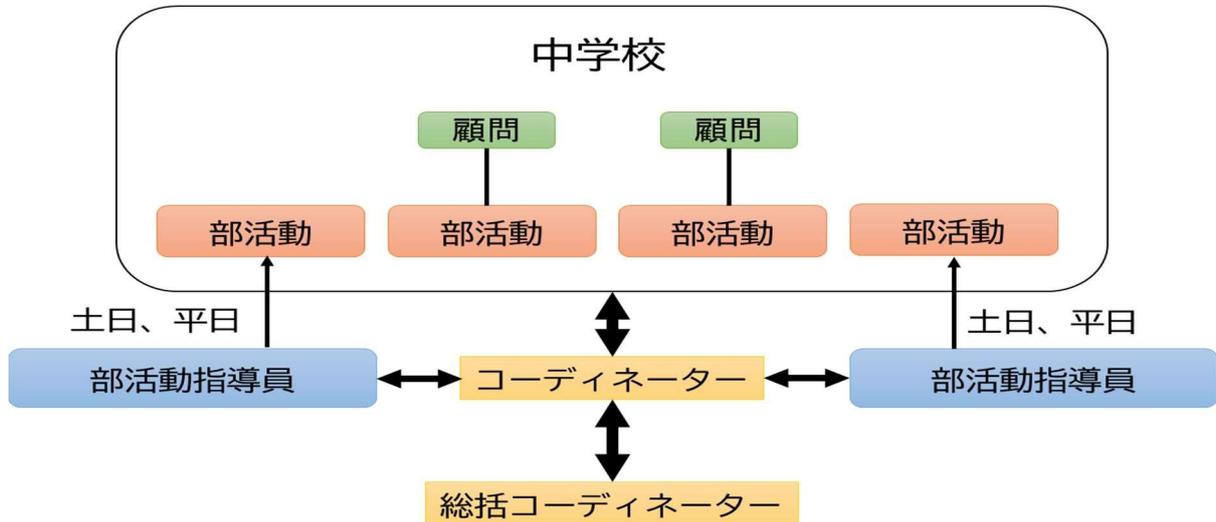
【①、②の例】



〈③部活動指導員による指導体制の構築〉

- ・ 中学校部活動の中で、専門の教職員がいない部活動においては、部活動指導員が教員（顧問）の代わりに部活動指導を可能とする体制の構築を検討する。
- 【市の対策】
 - ・総括コーディネーター、コーディネーターの配置
 - ・部活動指導員の資質向上、地域人材の育成
 - ・教職員へのスポーツ・文化芸術活動に対する理解促進及び育成

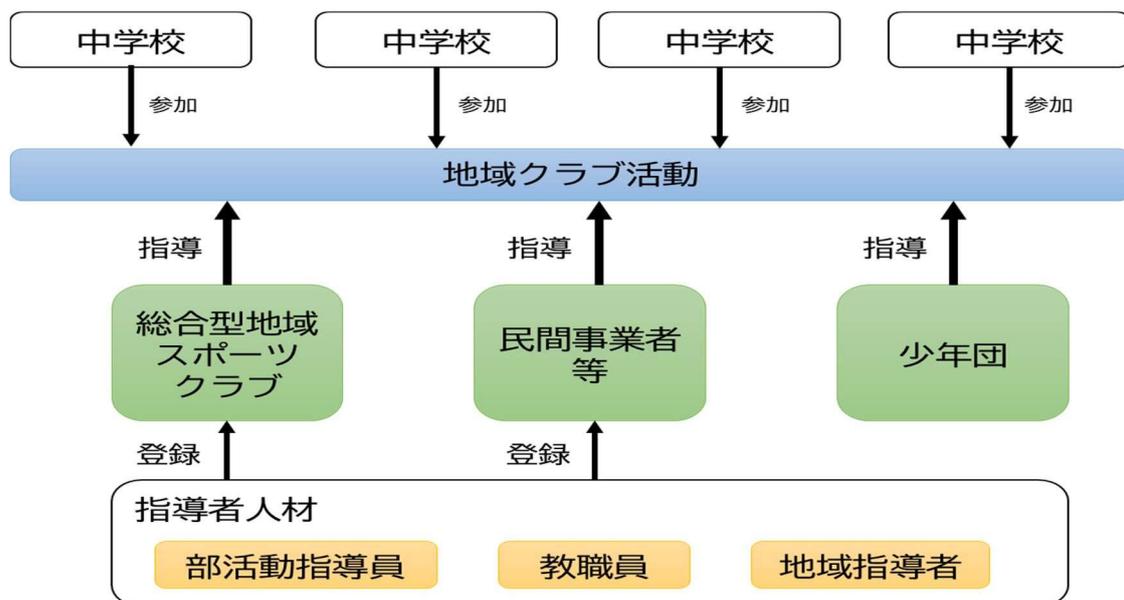
【③の例】



〈④外部組織等(運営団体)による運営体制の構築〉

- ・ 総合型地域スポーツクラブや少年団など、既存の外部組織による指導体制の構築を検討する。
- ・ 指導を希望する教職員や部活動指導員を総合型地域スポーツクラブや任意の外部組織等へ登録してもらい、外部組織等による指導体制を検討する。
- 【市の対策】 運営団体の確保、指導者の確保、保護者等の協力・理解 等

【④の例】



※①～④は一例であり、①～④の混在型など多様な地域移行体制が考えられる。

3 多様な活動機会の確保に向けて

生徒が多様なスポーツ・文化活動に参加できる機会を確保していくためには、指導者の確保・養成、運営方法(主体)の確立、活動場所の確保など持続可能な体制づくりが必要である。

(1) 指導者の確保策

① 人材の確保

これまで、部活動の指導にあっていた部活動指導員や外部指導者の継続指導、指導を希望する教職員のマッチング、新たな指導者の掘起しを積極的に行っていく必要がある。

新たな指導者の掘起しについては、市スポーツ協会、市文化協会、始良スポーツクラブ(総合型地域スポーツクラブ)、市スポーツ少年団、セイカスポーツクラブ、メルヘンスイミングスクールなどの地域の組織・団体、民間企業や退職教職員、競技・指導経験のある保護者、大学生など様々な関係者から指導者の掘起しを行うとともに、県が作成を予定している人材バンクを活用し人材の確保に努める。

地域の組織・団体や個人の例
・ 組織・団体(スポーツクラブ、民間業者、少年団など)
→ スポーツクラブの職員がクラブの承認を得て、指導する。
→ 少年団が部活動の生徒を受け入れて練習する。
・ 個人(自営業者、経験者など)
→ 自営業の方が仕事の都合を調整して指導する。
・ 教員(兼職兼業)
→ A 中の教員が兼職・兼業の承認を得て、B 中で指導する。

② 指導者候補となる団体等の状況

(i) 市スポーツ協会

市スポーツ協会は、スポーツの普及、振興を図るため、競技団体20団体で構成されている。各競技団体への選手強化に対する助成や市のスポーツ大会への協力など本市のスポーツ振興の中核を担っている団体である。

■加盟団体

(令和6年5月1日現在)

No.	団体名	No.	団体名	No.	団体名
1	陸上競技協会	8	サッカー協会	15	グラウンド・ゴルフ協会
2	水泳連盟	9	卓球連盟	16	空手道連盟(全空連)
3	バレーボール協会	10	軟式野球連盟	17	テニス協会
4	ソフトテニス連盟	11	ゲートボール協会	18	ゴルフ協会
5	柔道会	12	ソフトボール協会	19	アーチェリー協会
6	剣道連盟	13	バドミントン協会	20	フルコンタクト空手道連盟
7	弓道連盟	14	バスケットボール協会		

(ii) 市スポーツ少年団

スポーツ少年団は、市内で38団体あり、スポーツを通じた青少年の健全育成を目的として活動している。また、スポーツを楽しむだけでなく、学習活動、野外活動、レクリエーション活動、社会活動などを通じて協調性や創造性を養い、社会のルールや思

いやりを学ぶことを目的に活動をしている。なお、スポーツ少年団の活動を行うためには、各団2名以上の登録指導者が必要であり、令和5年度では93人の登録がある。

(令和6年5月1日現在)

種目	団体名	
バレーボール (11団体)	重富バレーボール	始良なぎさVC(男子)
	帖佐バレーボール	ながはるバレー
	建昌バレーボール	蒲生若葉バレーボール
	始良さざんかJVC	始良なぎさVC
	柁城バレーボール	錦江バレー
	加治木バレーボール	
サッカー (5団体)	建昌サッカー	柁城サッカー
	重富サッカー	蒲生サッカー
	始良市サッカークラブ U-12	
剣道 (6団体)	やまだ剣道	西始良剣道
	しげとみ剣道	加治木剣道
	始良剣道	蒲生剣道
軟式野球 (6団体)	建昌なぎさベースボールクラブ	錦江ゴールデンスパイダース
	重富少年野球クラブ	加治木ホワイトヒーローズ
	帖佐野球	蒲生ヤングタイガース
空手道(2団体)	錬心館空手道加治木スポーツ	空手・カンフー道 双龍館
ソフトボール(2団体)	始良ソフトボール	松原なぎさソフトボール
バスケットボール (2団体)	加治木柁城ミニバスケットボール	蒲生カンファーズ Jr
水泳(1団体)	始良水泳	
ダンス(1団体)	サニージュニアダンス	
空手道(2団体)	北斗館重富空手道	帖佐武道館

(iii) 中体連への登録団体

(令和6年度 地区内の団体)

種目	団体名		
陸上競技	蒲生スピードR ※	スプリントクラブ疾風	Act Athletics
柔道	日当山柔和会	国分柔友会	隼人柔道クラブ
空手道	隼人系東会	聖武館湯之尾	
テニス	One.D.Jr		
硬式野球	始良 W.FAIRS ※		
バドミントン	始良ジュニア ※	舞鶴ジュニアバドミントンスポーツ少年団	
バレーボール	スマ塾 ※	Kagoshima REALSTA,S	
ハンドボール	霧島クラブ		
水泳	エルグ・テクノ	スイミングスクール	

※は始良市内の団体

(iv) 始良市内で活動している地域クラブ(市で把握している団体)

種目	団体名	主な活動場所
ラグビー	始良ラグビーフットボールクラブ	高岡公園
サッカー	AIRA REGION FOOTBALL CLUB	ビーラインフットボールセンター
	FC アラーラ	始良公民館
女子サッカー	鹿児島ユナイテッド FC PC 始良 Elegant	始良総合
柔道	青雲柔道クラブ	青雲病院跡地
水泳	メルヘン始良	東餅田
バスケットボール	始良 WINGS	始良小

③ 指導者の養成

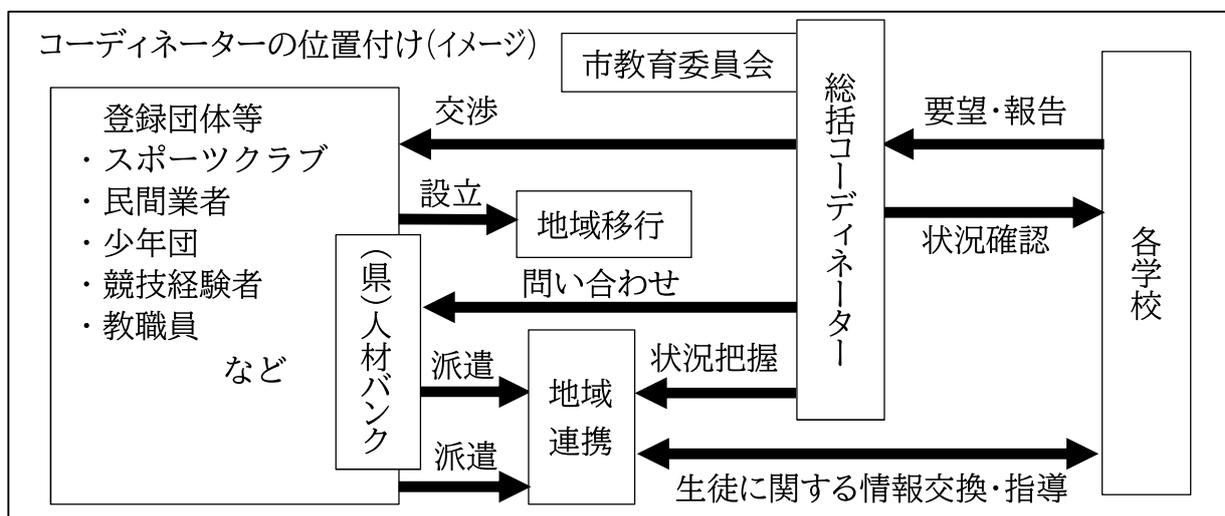
スポーツ指導者に関しては、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」に基づく、ジュニア・ユース期のスポーツ指導における人材育成プログラムとして、公認スタートコーチ養成講習会の周知や競技種目ごとの公認指導者育成プログラムなどもあることから資格取得の促進及び情報提供等に努める。

また、新任の教職員で指導を希望する者に対して、指導者として養成を図っていく必要がある。

(2) コーディネーターの配置

様々なスポーツ・文化活動を整備していくためには、学校、指導者、生徒への連絡調整等の運営を担う役割が重要となってくることから、総括コーディネーターの配置を検討する。

総括コーディネーターは、県や市全体の状況を把握し、各学校や指導者(個人・団体等)との連絡・調整等を行う役割として配置することが考えられる。



【コーディネーターの主な役割】

- ・ 各小中学校(職員、保護者)に向けて、学校部活動の地域連携・地域移行について説明を行う。
- ・ 地域の実情(学校部活動等)を把握し、地域の団体や指導者との連絡調整を行う。
- ・ 中学校や地域の団体等との連絡調整や活動場所の利用調整等を行う。

【コーディネーターに求められる資質】

- ・ 部活動の活動や現状等に精通している。
- ・ コミュニケーション能力及び情報収集能力に長けている。

(3) 運営主体の確保策

部活動の運営主体は、指導者、所属生徒の保護者などの参画や協力を得て、地域の組織・団体(スポーツクラブ、民間業者、スポーツ少年団、市スポーツ協会、市文化協会など)が担うことが考えられる。

こうした地域の組織・団体において、地域部活動の運営を担う人材や指導者を確保しつつ、当該団体での責任の下で、生徒の安全確保や指導者への報酬の管理など、地域部活動の管理運営が行われることについて、生徒・保護者等の理解を得ることが望ましい。

運営主体の主な役割

- ・指導者の確保
- ・活動場所の確保
- ・活動日程の調整
- ・運営を担う人材の確保
- ・生徒の安全確保
- ・予算管理
- ・生徒・保護者への運営方針等の理解促進
- ・生徒が所属する学校との連携
- など

(4) 活動場所の確保策

活動については、当該部活動の中学校の施設を使用することを第一に検討する。

ただし、合同部活動や既存のクラブ等への合併などで、他の施設が望ましい場合は、市内小学校、市の施設、民間施設などの使用を検討する。その際は、生徒やその保護者の理解を十分に得た上で検討する。

4 地域クラブ等での指導を希望する教員の対応について

地域クラブ等での指導を希望する教員の対応については、「公立学校の教師等地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)」(令和5年1月30日文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡)を要約し、以下に示す。

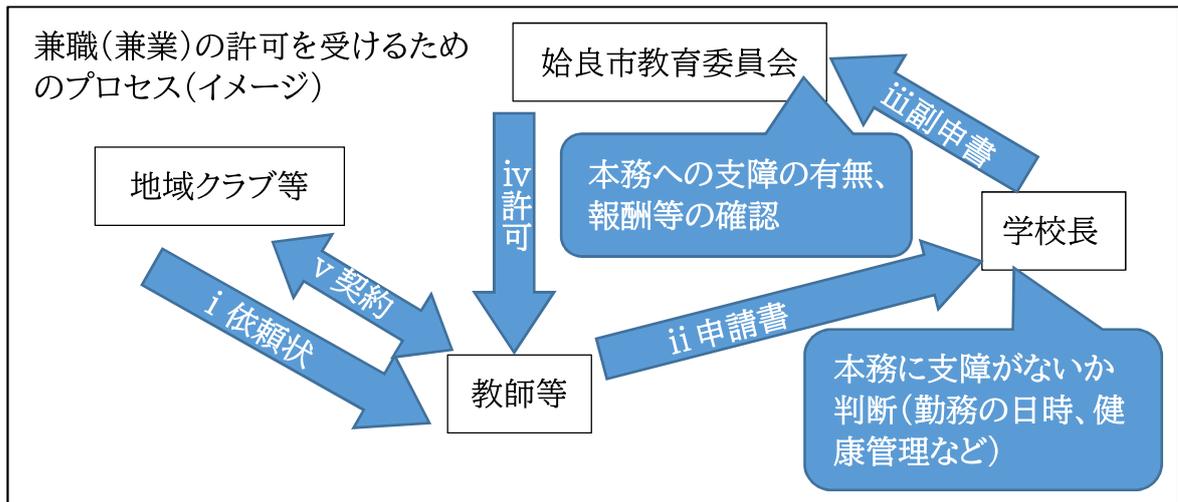
(1) 兼職(兼業)の許可を受ける場合

① 兼職(兼業)の形態

- ・ 地域クラブ活動において指導希望する教師等は、民間の運営団体と、「雇用契約」又は「業務委託契約」を結ぶ。「雇用契約」の場合は「36協定」も必要。
- ・ 活動の事故等の責任は、一義的には民間の運営団体が負うが、「業務委託」で行う場合、個人に責任が帰される場合があるので、契約時に確認が必要。
- ・ ボランティアであっても、労務の対価として謝礼があるもの(有償ボランティア)については、兼職(兼業)の許可が必要である。
- ・ 事故等に備えて、個人として保険に加入しておくことが望ましい。

② 兼職(兼業)の許可のプロセス

- ・ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に、報酬を受けて従事することとなるため、兼職(兼業)の許可を受けるための手続きが必要である。
- ・ 兼職(兼業)先の地域クラブ等からの依頼状を基に、学校長への相談・了承の上、始良市教育委員会の許可を得る。



③ 兼職(兼業)時の留意事項

- ・ 勤務時間については、教師等としての労働時間と兼職(兼業)先の労働時間を通算する。
- ・ 通算した労働時間から法定労働時間を差し引いた時間が、単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内とならないことが見込まれる場合には、兼職(兼業)の許可を出さないこととする。
- ・ 地域クラブ等に従事する予定だった時間において教師等としての勤務が急遽必要となった場合には、教師等として勤務に当たれるように契約内容を整理しておく。
- ・ 地方公務員法第 38 条(営利企業への従事等の制限)に基づく兼職(兼業)の場合で、教師等としての勤務時間内に兼職(兼業)先の業務に従事する場合は、別途、地方公務員法第 35 条(職務専念に関する義務)に基づく職務専念義務の免除の承認が必要となる。なお、兼職(兼業)による指導を行う際の学校における勤務処理は、「特休」とする。
- ・ 時間外労働・割増賃金については、労働基準法第 37 条の規定に従い、地域クラブ等が支払うものとする。

(2) 兼職(兼業)の許可を受けない場合

- ・ 地域クラブ活動において、無償又は交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給で指導する場合は、兼職(兼業)の許可は不要である。

5 保護者の理解(負担)について

(1) 受益者負担

サービスの対価という趣旨だけでなく、地域で活動する団体の運営を担う一員として、運営に見合う適切な会費を支払う必要がある。

ただし、会費の設定については、現在の活動における費用負担を大きく上回らないよう、施設利用料や移動費用等の支援を検討する。

(2) 経済的に困窮する家庭への支援について

経済的に困窮する家庭における、地域移行された部活動への参加費や保険料などの費用負担について、支援の取組を検討する。

6 危機管理について

(1) 保険の在り方

地域クラブ活動においては、指導者や参加する生徒等を対象として、スポーツ安全保険等の自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険等に加入すること。

(例) 公益財団法人スポーツ安全協会

●団体活動を行う**4名以上**の方々でご加入ください。
団体の年齢、スポーツ活動の有無、スポーツ活動の種類および補償範囲によって加入区分が異なります。

加入対象者	加入区分	補償対象となる団体活動 (学校管理下を除く)	年間掛金 (1人当たり)	対象範囲	傷害保険金額	賠償責任保険 支払限度額	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
子ども (中学生以下) <small>※特別は学校で活動する場合は対象外</small>	A1	スポーツ活動 文化活動 ボランティア活動 地域活動	800円	団体活動中とその往復中	死亡: 3,000万円 後遺障害 (障害): 4,500万円 入院: 1日1万円 (100日限度) 通院: 1日1万円 (30日限度)	5万円 (対物賠償 合計1事故 対人賠償は1人1億円)	180万円

※注: 中途加入・中途退会の場合でも年間掛金を適用します。

(2) 危機管理(事故対応を含む)体制の整備

利用する施設で決められている対応に従うとともに、保護者等への連絡体制を整えておく。活動中に災害や事故が発生した際は、必要に応じ、警察・消防へ通報や緊急搬送の要請を行い、保護者や生徒が所属する学校に早急に連絡する。

(3) 指導者に関するトラブル対応体制の整備

地域クラブ活動においては、ハラスメント等の相談窓口を設置すること。

(4) 部員間のトラブル対応

クラブ内で解決が可能であれば、事実確認を確実に行った後、適切に対応する。クラブ内で対応できない状況であったり、学校でも把握してほしい内容であったりする場合は、学校へ連絡する。

7 本方針の周知等について

本方針については、市のホームページへの掲載や各中学校における部活動説明会等で周知が図られるよう努める。

参 考 資 料

参考資料1

部活動の加入状況

(1)学校別

令和6年5月1日

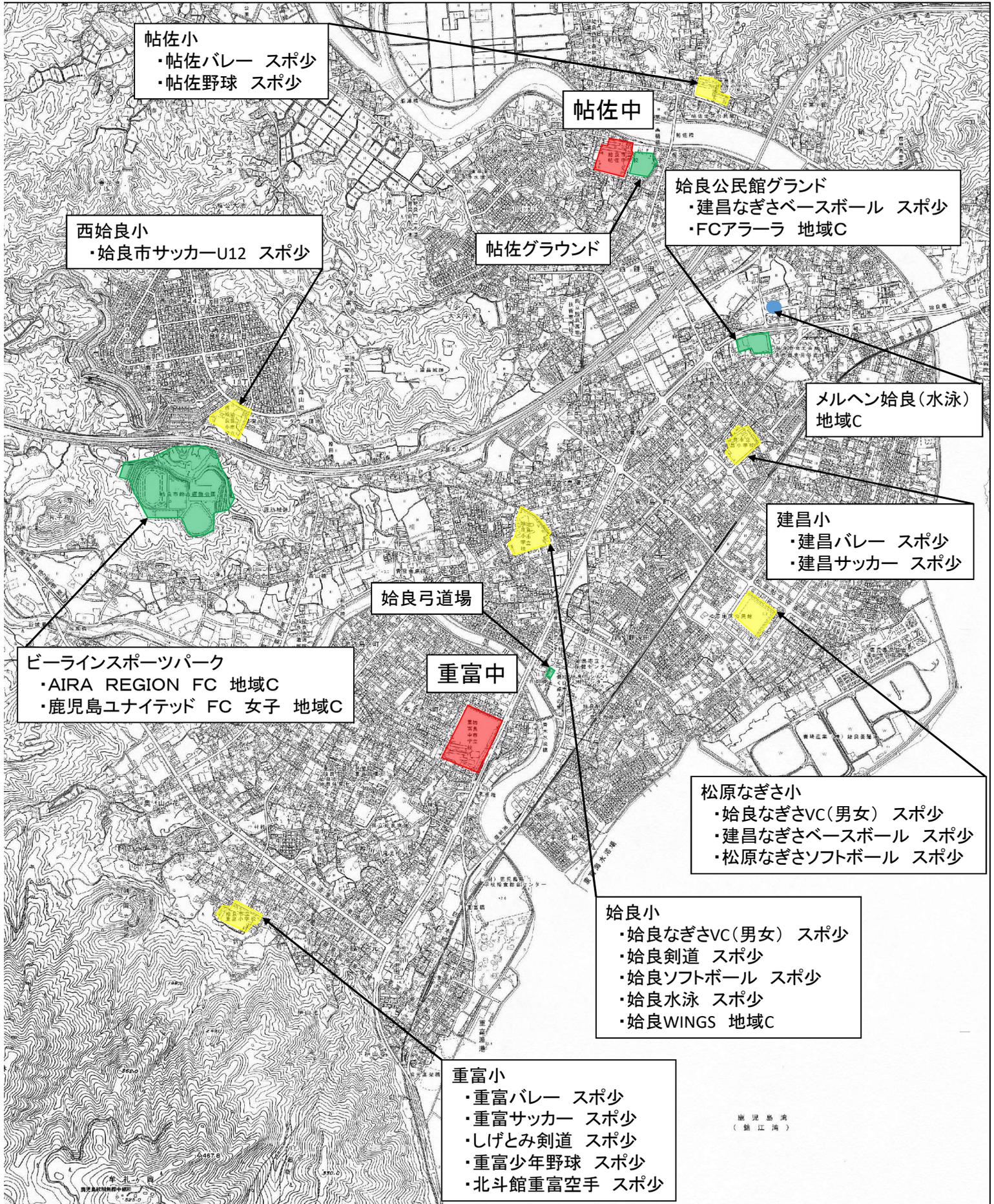
学校名	生徒数	運動部	部員数	文化部	部員数	部活動計	部員数計	部活動加入率
加治木中学校	570	15	358	2	78	17	436	76.5%
帖佐中学校	819	13	474	3	144	16	618	75.5%
重富中学校	853	16	483	2	128	18	611	71.6%
山田中学校	48	1	17	1	13	2	30	62.5%
蒲生中学校	170	5	77	1	28	6	105	61.8%
計	2,460	50	1,409	9	391	59	1,800	73.2%

(2)部活動別

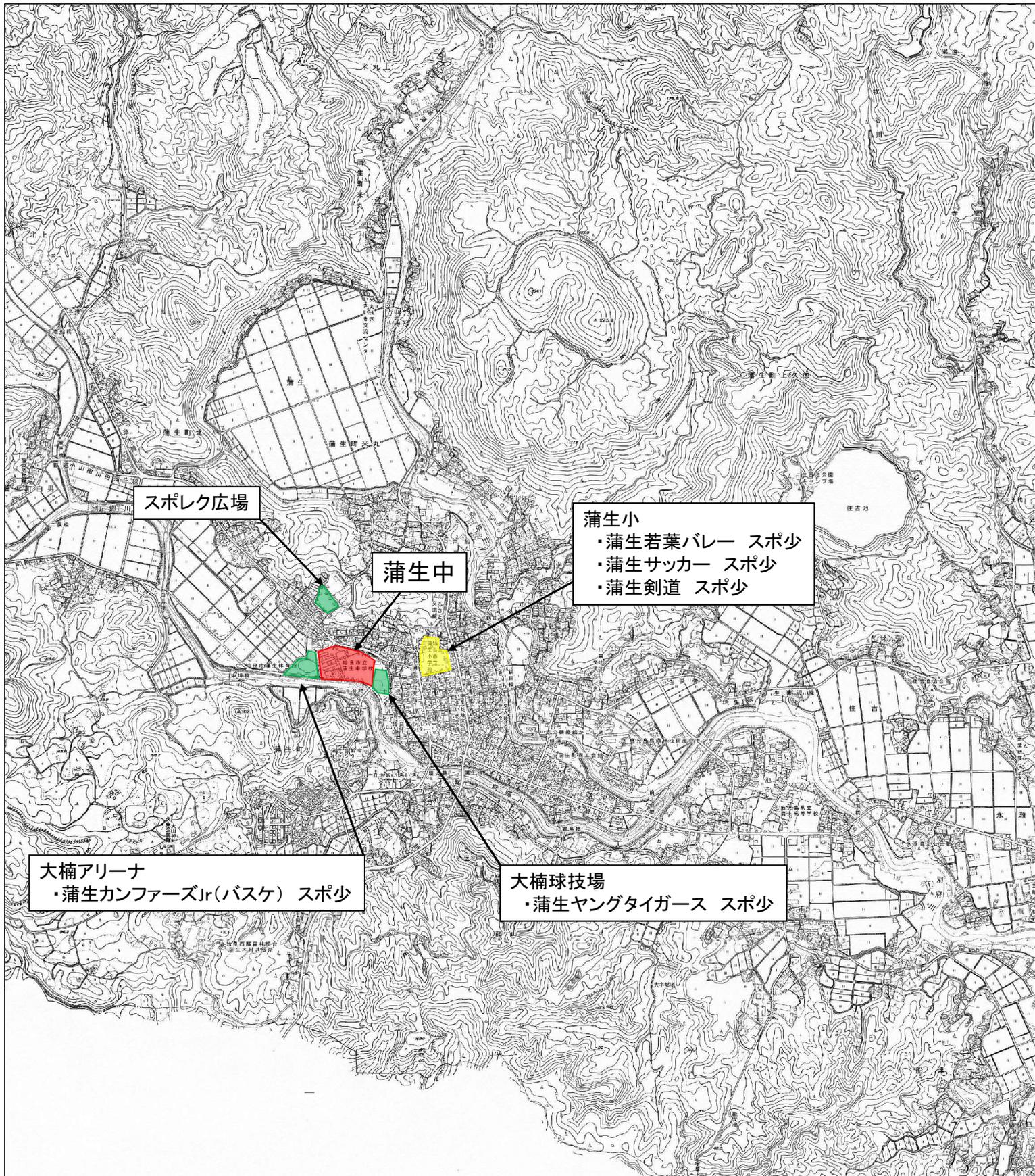
部活動名	加治木中	帖佐中	重富中	山田中	蒲生中	計	割合
弓道	45	62	50		23	180	10.0%
剣道	7	19	22			48	2.7%
柔道	20	6	16			42	2.3%
野球	20	31	28			79	4.4%
サッカー	33	42	45		15	135	7.5%
陸上	30	57	29			116	6.4%
男子バレー	24	27	14		8	73	8.9%
女子バレー	21	32	26		9	88	
男子バスケ	28		33			61	7.4%
女子バスケ	26		25			51	
バスケ					22	22	
男子(ソフト)テニス	23	48	48			119	12.8%
女子(ソフト)テニス	21	31	60			112	
女子ソフトボール		18	20			38	2.1%
男子ハンドボール			33			33	2.9%
女子ハンドボール			20			20	
バドミントン				17		17	0.9%
ダンス	15					15	0.8%
水泳	4	47	14			65	3.6%
卓球	41	54				95	5.3%
吹奏楽	51	59	64	13	28	215	11.9%
美術	27	59	64			150	8.3%
演劇		26				26	1.4%
計	436	618	611	30	105	1,800	100%

始良地区

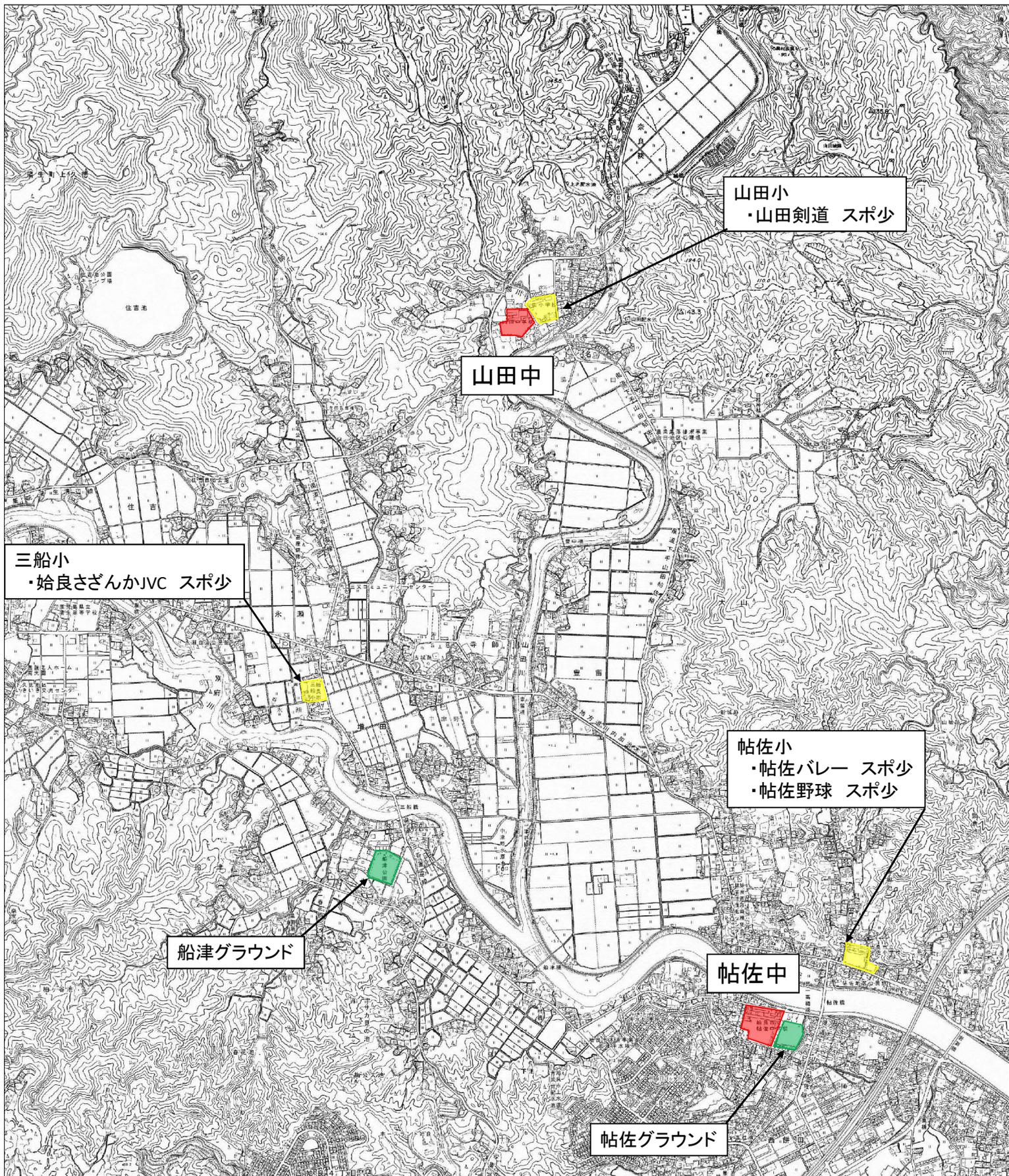
赤色・・・中学校
 黄色・・・小学校
 緑色・・・市施設
 水色・・・民間施設



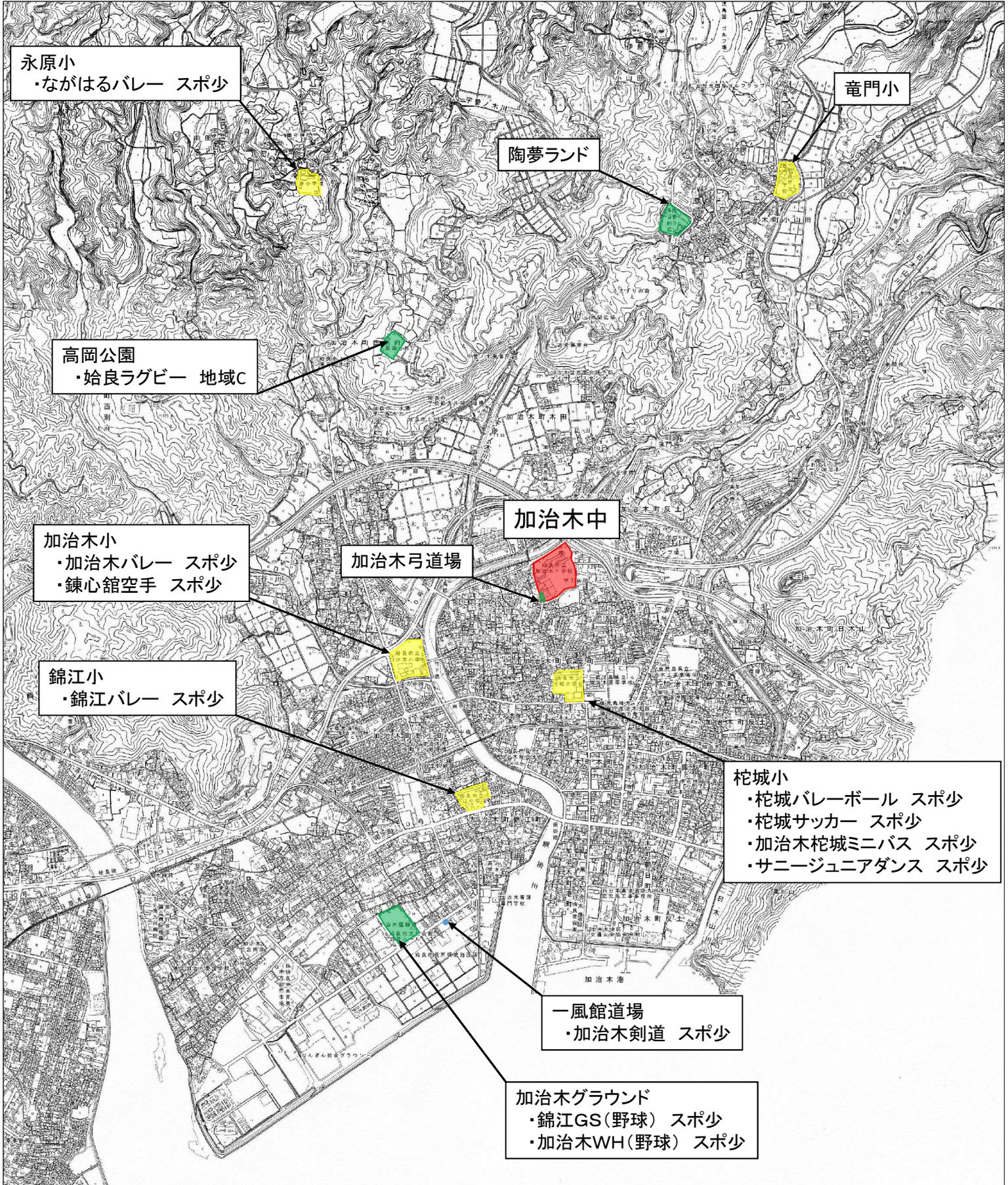
蒲生地区



山田・三船地区



加治木地区



始良市中学校部活動地域移行検討委員（令和5～6年度）

		学校・関係諸機関	役 職	氏 名	備考
1	有識者	鹿児島県スポーツ協会	専務理事兼 事務局長	岩元 幸成	委員長
2	校長 代表	市校長会 (加治木中学校)	中学校長代表	塩津 一弘	
3	教諭 代表	地区中学校体育連盟 (帖佐中学校 教諭)	地区理事長	浜田 勝幸	
4	PTA 代表	始良市 PTA 連絡協議会 (重富中学校)	中学校代表	岩下 陽太郎	
5	スポーツ 団体	市スポーツ少年団	本部長	折田 信幸	
6		総合型地域スポーツクラブ (NPO 法人始良スポーツクラブ)	理事長	谷口 清則	
7		スポーツ協会代表	会長	島村 健二	
8		民間団体代表 【(株)セイカスポーツセンター】	営業本部部長	野田 啓介	
9	教育 機関	市教育委員会	学校教育課長	濱田 津世志	副委員長
10			保健体育課長	留野 真一	
事 務 局			保健体育課 学校体育保健係	須藤 信司	
			保健体育課 スポーツ振興係	若松 健剛	令和6年度
			保健体育課 スポーツ振興係	神藺 隆行	令和5年度
			学校教育課 教育指導係	長藺 誠	令和6年度
			学校教育課 教育指導係	池本 源二郎	令和5年度